

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	国土交通省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>居住の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失をしたことによって居住の用に供することができなくなった場合に、租税特別措置法に定める居住用財産の譲渡に係る下記の特例措置を適用できるようにするため、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡期限を、「災害があった日から3年後の年末」から「災害があった日から7年後の年末」に延長。</p> <p>※対象となる特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例</li> <li>・ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除</li> <li>・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例</li> <li>・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除</li> <li>・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除</li> </ul> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>現行の譲渡期限の特例について、3年間拡充（「災害があった日から7年後の年末」から「災害があった日から10年後の年末」）する。</p> <p>（また、本特例措置の適用対象について、現在の運用を踏まえた見直しを行う。）</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第4条、第4条の2、第34条、第34条の3、第35条、第44条の2</p> <p>地方税法施行令附則第4条、第4条の2、第27条の2</p> <p>地方税法施行規則附則第2条、第2条の2</p> <p>租税特別措置法第31条の3、第35条、第36条の2、第36条の5、第41条の5、第41条の5の2</p> <p>租税特別措置法施行令第20条の3、第23条、第24条の2、第24条の4、第26条の7、第26条の7の2</p> <p>租税特別措置法施行規則第13条の4、第18条の2、第18条の4、第18条の25、第18条の26</p>		
減収見込額	[初年度] ▲115 ( — )	[平年度] ▲74 ( — )	[改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災の被災者に対して切れ目のない支援を行うことで、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>住宅や土地に甚大な被害が発生した東日本大震災の被災地では、復興事業の進展や避難指示区域の解除により、今後、滅失等した住宅の敷地の用に供されていた土地を譲渡するケースが想定される。</p> <p>租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の適用期限までに譲渡できず、同特例措置が適用できなくなる恐れがあるところ、土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも同特例措置の対象とすることで被災者の負担軽減を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</li> <li>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</li> </ul>
	政策の達成目標	住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成31年1月1日～平成33年12月31日）拡充
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	平成27年以降、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）において、居住用財産の譲渡等に係る特例措置が1,771件（推計）適用された。
有効性	要望の措置の適用見込み	579件/年（平成28年、平成29年の平均より）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の負担軽減が図られ、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進につながるものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本件と同様の要望（連動）＜所得税＞
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	東日本大震災の被災地では、復興事業の進展や避難指示区域の解除により、今後、滅失等した住宅の敷地の用に供されていた土地を譲渡するケースが想定されるため、本特例措置を延長することは妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>613 件（平成 27 年） 580 件（平成 28 年） 578 件（平成 29 年） ※推計値</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の負担軽減が図られ、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進につながっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度：創設</p>